

## 山梨県地域猫活動支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、飼い主のいない猫に起因する環境問題の減少を図るため、地域に生息する飼い主のいない猫を地域猫として適切に管理する活動を開始しようとする自治会または自治会の了承を受けて地域猫活動を開始しようとする団体に対し助成する市町村に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主がいない猫であって、地域住民の理解と協力を得た上で適切に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 自治会または自治会の了承を受けた団体が、地域に住み着いた特定の飼い主のいない猫に対し、不妊去勢手術、適切な給餌、トイレの設置等を行うことで、適切に管理していく活動をいう。

### (補助金の対象者、対象経費及び基準額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象者	県内の市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市を除く）
補助対象経費	地域猫活動の補助に要した経費のうち次に掲げる経費 ①管理費：餌及び給餌用具購入費、猫砂及びトイレ資材購入費、清掃用具購入費、殺虫剤等購入費、保護器購入費等（不妊・去勢手術費用を除く） ②啓発費：啓発資材購入費、啓発看板及びチラシ等作成費等 ③会合研修費：会合開催費、講習会開催費、先進地視察費等（食糧費を除く） ④その他：地域猫活動の導入のために知事が必要と認める経費
基準額	100,000円（1地域当たりの補助額） ただし、実支出額が100,000円を下回る対象地域については、その金額とする。
補助率 （上限額）	2分の1 （1地域当たりの上限50,000円）

### (補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額は、次のうち少ない方の額に補助率を乗じて得た額と

する。

- 一 前条で定める基準額
- 二 対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された補助金交付申請書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、これを適当と認めるときは、変更等を承認し、変更等承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 市町村は、当該事業が完了した日から起算して1カ月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、第8条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、精算払とする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、申請者である市町村が、偽りその他不正の手段により補助を受けたとき又は補助に過納若しくは誤納があったときは、当該補助金の決定及び確定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金に係る収支の関係を明らかにした書類及び証拠書類を作成し、これを事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号

発第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町村長 ○○ ○○

山梨県地域猫活動支援事業費補助金交付申請書

本市町村が行う地域猫活動支援事業に対し、山梨県地域猫活動支援事業費補助金の交付を受けたいので、山梨県地域猫活動支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 交付金額 令和○年度分 金○○○○○○○円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画概要 (様式第1-1号)
- (2) ○○市町村地域猫活動支援事業費補助金交付要綱の写し
- (3) 地域猫活動支援事業費補助事業予算書抄本 (様式第1-2号)
- (4) 経費所要額調書 (様式第1-3号)
- (5) 支出予定額明細書 (様式第1-4号)

事業実施計画概要

実施市町村 ○○市町村

1 事業計画

事業実施期間	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで
実施見込地域数	○カ所

2 補助金所要額

(単位：円)

県補助所要額	金○○○○○○円
--------	----------

地域猫活動支援事業費補助事業予算書抄本

市町村名 ○○市町村

歳入

単位：円

款	項	目	節	金額	摘要
県支出金	県補助金	○○費 県補助金	○○費	000,000 円 (1/2 補助)	○○○○費 計 000,000 円
一般財源	○○○○費	○○○○費	○○費	000,000 円	
寄附金その 他の収入額				0 円	

歳出

款	項	目	節	金額	摘要
○○費	○○○○費				○○○○費 計 000,000 円
		○○○○費	○○費	000,000 円	

この抄本は、原本と相違ありません。

令和○年○月○日

○○市町村長 ○○ ○○

## 経費所要額調書

実施市町村

〇〇市町村

単位：円

区分	対象経費の 支出予定額 A	寄附金その他の 収入額 B	差引額 C (A-B)	基準額 D	CとDを比較して少ない 方の額 E	補助率 F	県補助所要額 (交付申請額) (EにFの補助率を乗じ て得た額) G
山梨県地域猫活動 支援事業費補助事業			0			1 / 2	

支出予定額明細書

実施市町村 ○○市町村

○支出予定額積算内訳書

単位：円

自治会等名	支出予定額			備考
	単価（1地域当たりの補助額）	実施見込地域数 （単位：箇所）	計	
記載例)				
A自治会	100,000円	1箇所	100,000円	E、F及びG自治会の区域で実施
B及びC自治会	80,000円	2箇所	160,000円	
D団体	40,000円	3箇所	120,000円	
合計				

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 殿

山梨県知事 〇〇 〇〇

山梨県地域猫活動支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け発番第 号で交付申請のありました山梨県地域猫活動支援事業費補助金については、次のとおり交付を決定したので、山梨県地域猫活動支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付けで申請のあった地域猫活動支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一カ月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

発第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町村長 ○○ ○○

山梨県地域猫活動支援事業費補助金計画変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け衛薬第 号で交付決定を受けた山梨県地域猫活動支援事業費補助金について、事業計画を変更したいので、山梨県地域猫活動支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

衛薬第 号  
令和 年 月 日

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 殿

山梨県知事 〇〇 〇〇

山梨県地域猫活動支援事業計画変更等承認通知書

令和 年 月 日付け発番第 号で申請のありました山梨県地域猫活動支援事業計画の変更について、次のとおり承認することに決定したので、山梨県地域猫活動支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更後の補助金交付決定額等内訳

補助決定対象期間	令和〇年〇〇月〇〇日から 令和〇年〇〇月〇〇日まで
実施見込地域数	〇カ所
決定額	合計 金〇〇〇〇〇〇〇円

様式第5号

発第 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 ○○ ○○ 殿

○○市町村長 ○○ ○○

山梨県地域猫活動支援事業費補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け衛薬第 号で交付決定を受けた山梨県地域猫活動支援事業費補助事業について、山梨県地域猫活動支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、報告します。

添付書類

- (1) 事業実績概要 (様式第5-1号)
- (2) 経費所要額精算書 (様式第5-2号)
- (3) 支出額明細書 (様式第5-3号)
- (4) 地域における事業内容が分かる書類 (様式任意)

事業実績概要

実施市町村 ○○市町村

1 事業実績

事業実施期間	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで
実施地域数	○カ所

2 精算額

(単位：円)

精算額	金○○○○○○円
-----	----------

3 口座振込先

金融機関名	銀行 農協 信金 信組	本店 支店	口座種別	普通・当座
口座番号		フリガナ 口座名義		

### 経費所要額精算書

実施市町村

〇〇市町村

単位：円

区分	対象経費の 実支出額 A	寄附金 その他の 収入額 B	差引額 C (A-B)	基準額 D	CとDを比較して少ない方の額 E	補助率 F	県補助所要額 (EにFの補助率 を乗じて得た 額) G	交付決定額 H	精算額 (GとHを比較し て少ない方の 額) I
山梨県地域猫活動支援事業費補助事業			0			1/2			

支出額明細書

実施市町村 ○○市町村

○支出額内訳書

単位：円

自治会等名	支出額			備考
	単価（1地域当たりの補助額）	実施地域数（単位：箇所）	計	
記載例)				
A自治会	100,000円	1箇所	100,000円	E、F及びG自治会の区域で実施
B及びC自治会	80,000円	2箇所	160,000円	
D団体	40,000円	3箇所	120,000円	
合計				

様式第6号

衛薬第 号  
令和 年 月 日

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 殿

山梨県知事 〇〇 〇〇

山梨県地域猫活動支援事業費補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付け衛薬第 号で交付決定しました山梨県地域猫活動支援事業費補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、山梨県地域猫活動支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助金交付確定額 金〇〇〇〇〇〇円

※確定額内訳

補助対象期間	令和〇年〇〇月〇〇日から 令和〇年〇〇月〇〇日まで
実施地域数	〇カ所
決定額	合計 金〇〇〇〇〇〇円